

第 3 5 号議案

措置費共同経理課を共同設置する特別区の数増加及び児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更について

上記の議案を提出します。

令和 6 年 2 月 2 9 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

措置費共同経理課を共同設置する特別区の数増加及び児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更の協議に当たり、議決の必要がある。

措置費共同経理課を共同設置する特別区の数増加及び児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更について

児童相談所を設置する特別区において令和6年4月1日から共同設置する措置費共同経理課について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、令和6年10月1日から、当該措置費共同経理課を共同設置する特別区として品川区を加入させ、別紙のとおり児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約を変更する。

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の一部を変更する規約

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の一部を次のように変更する。

第1条中「港区」の次に「、品川区」を加える。

附 則

この規約は、令和6年10月1日から施行する。